

【参考資料】

特別職の報酬等について（案）

1 区長、副区長、教育長

A案 0. 20%引上げの改定

- 考え方 昨年度の審議会答申等の内容を踏まえ、本年は特別区人事委員会勧告どおりの改定とする。
- 特記事項 月額報酬の変化 区長 2,000 円、副区長 2,000 円、
教育長 2,000 円（100 円単位四捨五入）

B案 据え置き

- 考え方 特別区人事委員会の勧告は 0. 20%引上げであったが、①過去の一時期（平成 16 年から 23 年まで）においては、増額又は減額の勧告があった年度でも、公民格差の大きさなどを総合的に判断し、特別職の報酬等の額を「据え置き」としてきたこと②特別職の報酬は、必ずしも、職員の勧告に連動して毎年変更するべき性格ではないこと等を考慮し、据え置きとする。

2 議長、副議長、委員長、副委員長、議員

A案 0. 20%引上げの改定

- 特記事項 月額報酬の変化 議長 2,000 円、副議長 2,000 円、
委員長、副委員長、議員 1,000 円（100 円単位四捨五入）

B案 据え置き